

教育委員会定例会日程

令和2年（2020年）11月24日

1 開 会

2 前回会議録の承認

3 会議録署名委員の決定

4 議事

日程第1

報告第12号

事務の臨時代理の報告（令和2年度小田原市一般会計補正予算）について

（教育部・文化部）

日程第2

報告第11号

事務の臨時代理の報告（小田原市常勤の特別職職員の給与に関する条例及び小田原市政策監の設置等に関する条例の一部を改正する条例）について

（教育総務課）

5 報告事項

（1）令和3年度公立幼稚園新入園児応募状況について （資料1 教育指導課）

（2）令和元年度小田原市立小・中学校の暴力行為・いじめ・長期欠席の状況について
（資料2 教育指導課）

6 その他

令和2年度教育委員会事務の点検・評価後の状況について （資料3 教育総務課）

7 閉 会

報告第12号

事務の臨時代理の報告（令和2年度小田原市一般会計補正予算）について
小田原市教育長に対する事務委任等に関する規則（平成10年小田原市教育委員会規則第4号）第3条第1項の規定により、別紙のとおり臨時代理したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

令和2年11月24日提出

小田原市教育委員会
教育長 柳下 正祐

令和2年度小田原市一般会計補正予算 概要

(歳入)

(単位：千円)

科 目	要 求 額	主 な 内 容
(項) 国庫補助金		
(目) 教育費補助金		
(節) 社会教育費補助金	24,341	史跡等保存整備費補助金
(項) 寄附金		
(目) 教育費寄附金		
(節) 教育総務費寄附金	100	奨学基金寄附金
(項) 寄附金		
(目) 教育費寄附金		
(節) 小学校費寄附金	300	学校管理費寄附金
(項) 寄附金		
(目) 教育費寄附金		
(節) 中学校費寄附金	100	学校管理費寄附金
(項) 市債		
(目) 教育債		
(節) 社会教育債	9,300	史跡整備事業債
合 計	34,141	

(歳出)

(単位：千円)

科 目	要 求 額	主 な 内 容	財 源 内 訳			
			国県支出金	地方債	その他	一般財源
(項) 教育総務費 (目) 事務局費 一般経費	2,010	<u>内部事務</u> ・奨学基金積立金 (寄附金充当 1件) <u>新型コロナウイルス感染症対策事業</u> ・修学旅行中止費用補償金 (城山中学校、全小学校)			100	1,910
(項) 小学校費 (目) 学校管理費 小学校教育環境整備経費	300	<u>学校教材等整備・管理事業</u> ・学校図書購入費 (寄附金充当 1件)			300	
(項) 中学校費 (目) 学校管理費 中学校教育環境整備経費	100	<u>学校教材等整備・管理事業</u> ・学校図書購入費 (寄附金充当 1件)			100	
(項) 社会教育費 (目) 文化財保護費 史跡整備経費	39,001	<u>本丸・二の丸整備事業</u> ・銅門渡櫓門修復整備費 ・旧青少年相談センター用地整備費	24,341	9,300		5,360

(項) 社会教育費 (目) 図書館費 図書館運営経費	△2,050	図書館ネットワーク等運営事業 ・図書館予約棚コーナーIC機器借上料				△2,050
合計	39,361		24,341	9,300	500	5,220

(繰越明許費補正)

(単位：千円)

事業名	繰越額	財源内訳			
		国県支出金	地方債	その他	一般財源
本丸・二の丸整備事業	39,001	24,341	9,300		5,360

(債務負担行為補正)

【追加分】

(単位：千円)

事項	期間	限度額
学校給食センター整備に伴う資材倉庫設計等委託料	令和2年度	(予算計上額 0)
	令和3年度	15,400
	計	15,400
学校給食調理委託料 (富士見小、山王小、新玉小、千代小、町田小、 下府中小、 <u>三の丸小</u> 、 <u>早川小</u>) ※ 下線は新規委託	令和2年度	(予算計上額 0)
	令和3年度	138,492
	令和4年度	138,492
	令和5年度	138,492
	計	415,476

【変更分】

(単位：千円)

事項	補正前		補正後	
	期間	限度額	期間	限度額
図書館予約棚コーナー IC機器借上料	令和2年度	(予算計上額 2,050)	令和2年度	(予算計上額 0)
	令和3年度	4,925	令和3年度	4,433
	令和4年度	4,925	令和4年度	4,433
	令和5年度	4,925	令和5年度	4,433
	令和6年度	2,463	令和6年度	4,433
	令和7年度		令和7年度	2,217
	計	17,238	計	19,949

学校給食センター整備事業について

1 経緯

小田原市学校給食センターは、昭和47年7月竣工から48年が経過しており、老朽化が著しく早急な再整備が喫緊の課題となっていることから、令和元年にまとめた小田原市学校給食センター整備基本構想に基づき、「安全で安心なおいしい学校給食の提供」や「財政縮減効果と効率性の発揮」に資する民間活力導入の可能性について、整備手法検討業務委託を実施した。

令和2年7月に業務委託の報告書が提出された。その成果と「契約の適正な履行が確保できる範囲内において、市内企業の受注機会の確保に努める」という市全体の方針を踏まえ、整備手法の検討を行った。

また、令和6年9月の給食提供開始に向け、整備予定地である第三水源地資材置場内の既存施設等の移転を行う。

2 整備手法について

学校給食センターの整備手法について、以下の観点を踏まえ検討した結果、**設計(D)と施工(B)を一括して発注するDB方式**とする。

- (1) 学校給食センターは、調理のしやすさ及び学校給食衛生管理基準に基づいた衛生管理等が求められること。
- (2) 市内の建設企業の参画が可能であること。
- (3) 調理運營業務については、市内調理企業の参画の可能性を探る必要があり、現時点では、調理運營業務を含まない整備手法とする必要があること。

3 今後の予定

令和6年9月から給食提供ができるよう事業を推進していく。

項目	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
新資材倉庫設計		→				
新資材倉庫建設			→			
用地取得			●			
事業者公募・選定		→				
給食センター整備事業			→			
調理企業選定				→		
調理・運營業務					R6.9 給食提供開始	→

わたりやぐらもん
銅門 渡 櫓門修復事業

1 目的

令和2年7月の大雨の影響により、二の丸に所在する銅門の主要部である渡櫓門等外壁の漆喰にひび割れ等の毀損が発生した。今後、渡櫓門等の毀損が進み、漆喰が剥落し来訪者に危害が及ぶことを防ぐため、早急に修復を行い、安全確保を図るものである。

2 事業概要

外壁漆喰修復工事
(内側、外側、側面)
総面積 約 350.65 m²



主な修復箇所

3 今後のスケジュール

令和3年1月	工事請負契約締結
2月	工事着工
7月	工事完了

4 位置図



旧青少年相談センター用地整備事業

1 目的

城山四丁目地内の競輪場南東に位置する宅地において、住宅新築に伴う緊急発掘調査を行ったところ、全国的にも類例のない極めて重要な遺構が出土した。

これにより、土地所有者等と協議を重ねた結果、史跡小田原城跡として追加指定を目指すとともに、市が買い取って保存・保護していくことが決定したことから、その代替として、近隣の旧青少年相談センター跡地（市有地）の一部を当該所有者に売却することとし、市有地を至急整備する必要が生じたことから、建物等の解体に伴う近隣の影響調査（事前）及び土地の分筆、測量業務を行うものである。

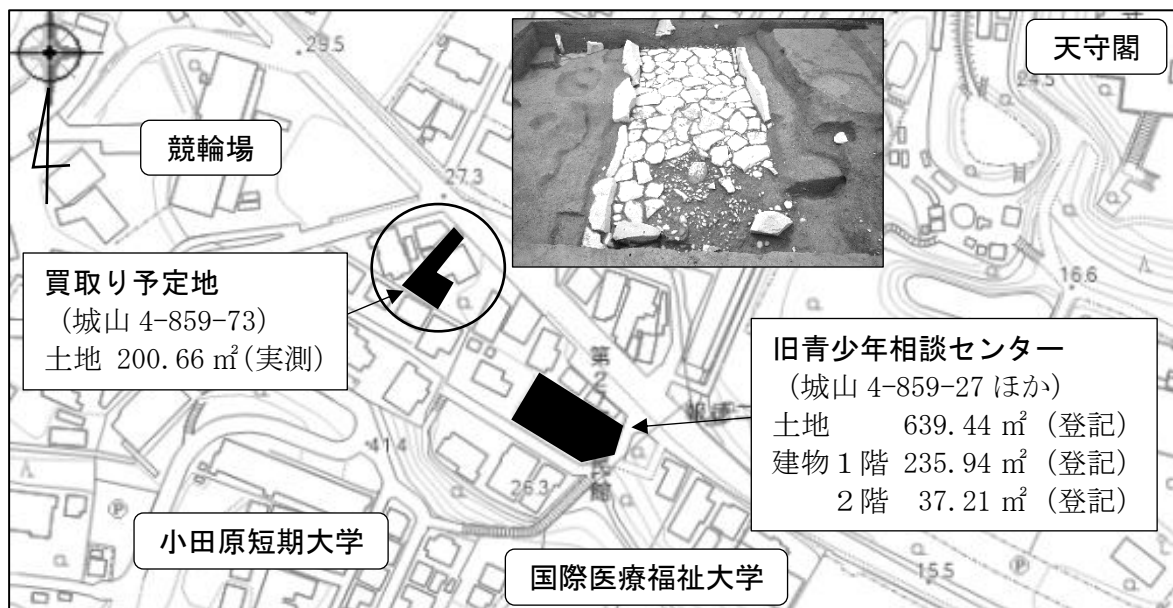
2 事業概要

影響調査業務（事前）、分筆登記業務、用地測量業務

3 スケジュール

場所	取組等	令和2年度			令和3年度							令和4年度											
		10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7
買取り予定地	史跡追加指定等							(具申書作成)	(国へ具申)	(国審議会・答申)	(官報告示)												
	不動産鑑定							(依頼等)															
	先行取得	(用地取得検討委員会)						(債務負担設定)				(契約)											
	買戻し																						
	整備等							(活用検討)															
旧青少年相談センター	所管換え	(2課協議等)																					
	試掘調査	(10/20調査実施)																					
	アスベスト調査	(公マネ課・青少年課)																					
	用地測量等																						
	影響調査（事前）																						
	解体工事等																						
	造成・擁壁工事																						
	市有地処分																						
	影響調査（事後）																						
	補償補填																						
残地整備等																							

4 位置図



中央図書館予約棚コーナーIC 機器借上料について

1 目的

現在、予約本の受け取りは、カウンターで職員が手続きを行って渡しているが、予約棚を設置することにより、職員を介さず、また、待ち時間の解消とプライバシーの向上が図られる。

2 事業概要

中央図書館では、令和2年11月1日から令和6年9月30日までの47ヶ月のリースを予定していたが、館内の壁面タイルの改修工事を至急に行うこととなったため、リース期間を見直し、令和3年4月1日から令和7年9月30日までの54ヶ月とした。

3 予算額

△2,050千円

(令和2年度分を減額し、令和3年度以降の債務負担行為を変更する。)

内訳 使用料及び賃借料 △2,050千円

(中央図書館予約棚コーナーIC 機器借上料)

4 スケジュール

令和3年1月上旬 契約

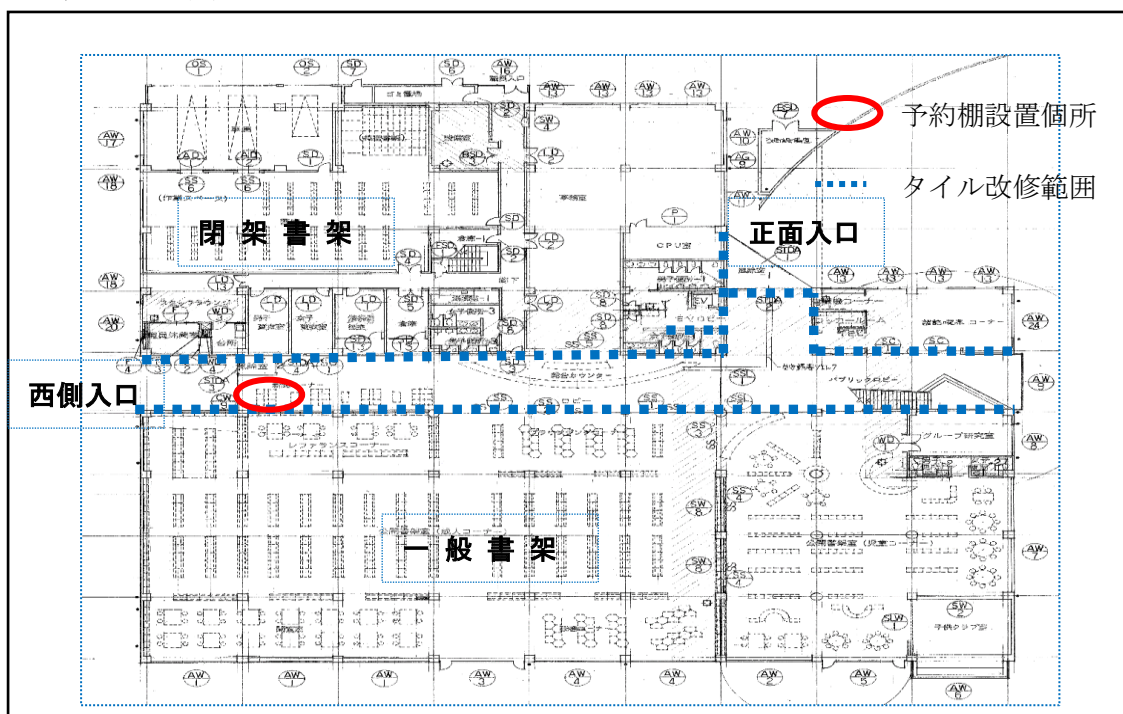
令和3年1月上旬～2月下旬 リース物品調達

令和3年2月下旬～3月中旬 システム事前設定作業

令和3年3月下旬 現場設置作業

令和3年4月1日 予約棚本稼働

5 設置予定箇所



報告第 1 1 号

事務の臨時代理の報告(小田原市常勤の特別職職員の給与に関する条例及び小田原市政策監の設置等に関する条例の一部を改正する条例)について

小田原市教育長に対する事務委任等に関する規則(平成10年小田原市教育委員会規則第4号)第3条第1項の規定により、別紙のとおり臨時代理したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

令和 2 年 1 1 月 2 4 日提出

小田原市教育委員会
教育長 柳下 正祐

小田原市常勤の特別職職員の給与に関する条例及び小田原市政策監の設置等に関する条例の一部を改正する条例

(小田原市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 小田原市常勤の特別職職員の給与に関する条例（昭和37年小田原市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第4条の3第2項中「100分の162.5」を「100分の157.5」に改める。

第2条 小田原市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条の3第2項中「100分の157.5」を「100分の160」に改める。

(小田原市政策監の設置等に関する条例の一部改正)

第3条 小田原市政策監の設置等に関する条例（令和2年小田原市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「100分の162.5」を「100分の157.5」に改める。

第4条 小田原市政策監の設置等に関する条例の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「100分の157.5」を「100分の160」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

小田原市常勤の特別職職員の給与に関する条例及び小田原市政策監の設置等に関する条例の一部を改正する条例

[改正理由]

国家公務員の給与制度に準じて、市長、副市長及び教育長並びに政策監の期末手当の支給割合を引き下げるため改正する。

[内 容]

市長、副市長及び教育長並びに政策監に係る期末手当の支給割合を次のように引き下げることとする。(改正条例第1条～第4条関係)

区 分	現 行	令和2年度	令和3年度以降
6 月 期	100分の162.5		100分の160
12月期	100分の162.5	100分の157.5	100分の160

[適 用]

- 1 令和2年度の支給に係る期末手当の支給割合の引下げ
公布の日
- 2 令和3年度以降の支給に係る期末手当の支給割合の改定
令和3年4月1日

小田原市常勤の特別職職員の給与に関する条例及び小田原市政策監の設置等に関する条例
の一部を改正する条例 新旧対照条文

○小田原市常勤の特別職職員の給与に関する条例（昭和37年小田原市条例第4号）（抄）（第1条関係）

改 正 後	改 正 前
<p>(期末手当)</p> <p>第4条の3 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、退職、死亡等によりその職を離れた日現在）においてその者が受けるべき給料及び地域手当の月額並びにこれらに100分の45を乗じて得た額の合計額に<u>100分の157.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて小田原市職員の例による割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3・4 (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第4条の3 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、退職、死亡等によりその職を離れた日現在）においてその者が受けるべき給料及び地域手当の月額並びにこれらに100分の45を乗じて得た額の合計額に<u>100分の162.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて小田原市職員の例による割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3・4 (略)</p>

○小田原市常勤の特別職職員の給与に関する条例（抄）（第2条関係）

改 正 後	改 正 前
<p>(期末手当)</p> <p>第4条の3 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、退職、死亡等によりその職を離れた日現在）においてその者が受けるべき給料及び地域手当の月額並びにこれらに100分の45を乗じて得た額の合計額に<u>100分の160</u>を乗じて得</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第4条の3 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、退職、死亡等によりその職を離れた日現在）においてその者が受けるべき給料及び地域手当の月額並びにこれらに100分の45を乗じて得た額の合計額に<u>100分の157.5</u>を乗じ</p>

<p>た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて小田原市職員の例による割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3・4 (略)</p>	<p>て得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて小田原市職員の例による割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3・4 (略)</p>
--	--

○小田原市政策監の設置等に関する条例（令和2年小田原市条例第27号）（抄）（第3条関係）

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、退職、死亡等によりその職を離れた日現在）においてその者が受けるべき給料及び地域手当の月額並びにこれらに100分の45を乗じて得た額の合計額に<u>100分の157.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて一般職の職員の例による割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、退職、死亡等によりその職を離れた日現在）においてその者が受けるべき給料及び地域手当の月額並びにこれらに100分の45を乗じて得た額の合計額に<u>100分の162.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて一般職の職員の例による割合を乗じて得た額とする。</p>

○小田原市政策監の設置等に関する条例（抄）（第4条関係）

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、退職、死亡等によりその職を離れた日現在）においてその者が受けるべき給料及び地域手当の月</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、退職、死亡等によりその職を離れた日現在）においてその者が受けるべき給料及び地域手当の月</p>

額並びにこれらに100分の45を乗じて得た額の合計額に100分の160を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて一般職の職員の例による割合を乗じて得た額とする。

額並びにこれらに100分の45を乗じて得た額の合計額に100分の157.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて一般職の職員の例による割合を乗じて得た額とする。

令和3年度公立幼稚園新入園児応募状況について

令和2年度実施(令和3年度新入園)

幼稚園名	1学年 定員	願書配布数 (10月) A	入園申込数 (11月) B
酒匂幼稚園	105	26	23
東富水幼稚園	70	30	25
前羽幼稚園	35	3	3
下中幼稚園	70	11	11
矢作幼稚園	70	28	26
報徳幼稚園	35	11	11
計	385	109	99

令和元年度実施(令和2年度新入園)

幼稚園名	1学年 定員	願書配布数 (10月) A	入園申込数 (11月) B	年少園児数 (翌年5/1) C	入園率(%) 対願書配布 C/A	入園率(%) 対入園申込 C/B
酒匂幼稚園	105	25	21	23	0.92	1.10
東富水幼稚園	70	24	22	24	1.00	1.09
前羽幼稚園	35	5	5	7	1.40	1.40
下中幼稚園	70	7	7	8	1.14	1.14
矢作幼稚園	70	24	23	24	1.00	1.04
報徳幼稚園	35	13	10	10	0.77	1.00
計	385	98	88	96	0.98	1.09

平成30年度実施(平成31年度新入園)

幼稚園名	1学年 定員	願書配布数 (10月) A	入園申込数 (11月) B	年少園児数 (翌年5/1) C	入園率(%) 対願書配布 C/A	入園率(%) 対入園申込 C/B
酒匂幼稚園	105	32	30	36	1.13	1.20
東富水幼稚園	70	23	22	24	1.04	1.09
前羽幼稚園	35	7	7	9	1.29	1.29
下中幼稚園	70	9	7	9	1.00	1.29
矢作幼稚園	70	30	28	33	1.10	1.18
報徳幼稚園	35	21	18	22	1.05	1.22
計	385	122	112	133	1.09	1.19

平成29年度実施(平成30年度新入園)

幼稚園名	1学年 定員	願書配布数 (10月) A	入園申込数 (11月) B	年少園児数 (翌年5/1) C	入園率(%) 対願書配布 C/A	入園率(%) 対入園申込 C/B
酒匂幼稚園	105	31	28	28	0.90	1.00
東富水幼稚園	70	30	27	29	0.97	1.07
前羽幼稚園	35	7	7	7	1.00	1.00
下中幼稚園	70	12	12	14	1.17	1.17
矢作幼稚園	70	43	37	42	0.98	1.14
報徳幼稚園	35	25	21	23	0.92	1.10
計	385	148	132	143	0.97	1.08

令和元年度 小田原市立小・中学校の暴力行為・いじめ・長期欠席の状況について

- 1 調査期間 令和元年度（平成31年4月1日～令和2年3月31日）
- 2 調査項目 (1) 暴力行為 (2) いじめ (3) 長期欠席（不登校等）
- 3 調査結果

（全 国）文部科学省「令和元年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」
 ※調査対象は国公私立校（中学校には中等教育学校前期課程を含む）

（神奈川県）「令和元年度神奈川県児童・生徒の問題行動・不登校等調査」
 ※調査対象は公立校（中学校には中等教育学校前期課程を含む）

（小田原市）教育指導課調べ ※調査対象は市立全小・中学校（小学校25校，中学校11校）

(1) 暴力行為の状況

- ① 暴力行為の発生件数と1,000人あたりの発生件数（過去3年間、全国・県との比較）（件）

	校種	平成29年度		平成30年度		令和元年度	
		発生件数	1,000人あたり	発生件数	1,000人あたり	発生件数	1,000人あたり
全 国	小学校	28,315	4.4	36,536	5.7	43,614	6.8
	中学校	28,702	8.5	29,320	8.9	28,518	8.8
神奈川県	小学校	5,673	13.6	6,170	14.5	6,944	15.6
	中学校	3,257		3,277		3,143	
小田原市	小学校	102	11.1	74	8.1	109	12.1
	中学校	70	15.0	85	19.0	144	33.1

- ② 暴力行為の形態（件）

形態	小学校	中学校
対教師暴力	9	27
生徒間暴力	90	100
対人暴力	1	0
器物損壊	9	17
合計	109	144

- ③ 学年別加害児童生徒数（人）

学年	小学校	中学校
1年生	15	62
2年生	14	30
3年生	14	20
4年生	15	
5年生	15	
6年生	11	
合計	84	112

暴力行為は前年度と比較して、小学校では35件増加、中学校では59件増加しました。国・県ともに小学校での暴力行為は近年増加傾向が続いています。中学校はここ数年70件から80件を前後していましたが、令和元年度は対教師暴力が23件、生徒間暴力が26件増加したことにより、発生件数全体が大きく増加しました。

小・中学校とも生徒間暴力が最も多いのは、児童生徒全体に「自分の思いを伝え相手の思いを受け止めることができる」「暴力に至る前にトラブルを回避・解決できる」等のコミュニケーションスキルや、自分の感情をコントロールするスキル等が身につけていない傾向が強まっていることが一因として考えられます。

(2) いじめの状況

① いじめの認知件数と1,000人あたりの認知件数（過去3年間、全国・県との比較）（件）

	校種	平成29年度		平成30年度		令和元年度	
		認知件数	1,000人あたり	認知件数	1,000人あたり	認知件数	1,000人あたり
全 国	小学校	317,121	49.1	425,844	66.0	484,545	75.8
	中学校	80,424	24.0	97,704	29.8	106,524	32.8
神奈川県	小学校	15,680	29.9	20,155	38.1	22,782	43.1
	中学校	3,906		4,659		5,114	
小田原市	小学校	115	12.5	479	52.7	595	66.0
	中学校	94	20.2	194	43.3	394	91.1

② いじめの態様（複数回答）（件）

態様	小学校	中学校
冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる	313	195
仲間はずれ、集団による無視をされる	66	88
軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする	97	62
ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする	35	20
金品をたかられる	9	1
金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする	26	16
嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする	56	33
パソコンや携帯電話等でひぼう・中傷や嫌なことをされる	15	24
その他	12	5

③ いじめの解消率

	小学校	中学校
令和2年3月31日現在の状況	74.3%	79.4%
令和2年7月31日現在の状況	98.3%	98.3%

いじめの認知件数は前年度と比較して、小学校では116件、中学校では200件増加しました。教職員のいじめ防止対策推進法の理解が進み、各学校が日頃の児童生徒の見取りをよりきめ細かく行い、アンケート調査や個別面談によって実態の把握に努め、積極的に認知をするようになったことにより、認知件数が増加していると考えられます。

いじめの態様別では、全国・県と同様「冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」の割合が高い一方、小学校で「ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする」「金品をたかられる」ことが増加しています。なお、「金品をたかられる」には、文房具など貸したものを返してくれないといった、物の貸し借りに関する内容も含まれています。個々のいじめ事案については、解消に向けた指導・支援、見守りの結果、ほとんどの事案が解消につながっています。

(3) 長期欠席の状況

① 不登校者数と出現率（過去3年間、全国・県との比較）

	校種	平成29年度		平成30年度		令和元年度	
		不登校者数 (人)	出現率 (%)	不登校者数 (人)	出現率 (%)	不登校者数 (人)	出現率 (%)
全 国	小学校	34,732	0.5	44,471	0.7	52,905	0.8
	中学校	104,295	3.4	114,379	3.8	122,519	4.1
神奈川県	小学校	3,222	0.71	3,739	0.83	4,578	1.02
	中学校	8,488	4.14	8,855	4.40	9,570	4.80
小田原市	小学校	84	0.92	94	1.03	114	1.27
	中学校	153	3.29	224	5.00	203	4.69

② 不登校の要因（主たる要因） (人)

分類	小学校	中学校
学校における人間関係に課題	11	31
学業の不振	4	6
親子の関わり方	20	8
生活リズムの乱れ、あそび、非行	7	12
無気力、不安	67	134
その他	5	12
合計	114	203

③ 学年別不登校者数 (人)

小学校														中学校							
1年		2年		3年		4年		5年		6年		合計		1年		2年		3年		合計	
継続	新規	継続	新規	継続	新規	継続	新規	継続	新規	継続	新規	継続	新規	継続	新規	継続	新規	継続	新規	継続	新規
0	7	4	5	7	6	12	10	13	13	18	19	54	60	12	22	41	27	73	28	126	77
7		9		13		22		26		37		114		34		68		101		203	
H30不登校者数		6		10		13		17		27				21		52		91			

不登校者数は、前年度と比較して、小学校では20人増加し、出現率は0.24ポイント増加しました。中学校においては、21人減少し、出現率は0.31ポイント減少しました。

不登校の主たる要因としては、小学校・中学校とも「無気力、不安」によるものが多く、小学校では全体の59%、中学校では全体の66%を占めており、近年同じ傾向が続いています。個々のケースを詳しく見ていくと、家庭に係る状況、学業の不振、人間関係、本人の特性に係る課題等、様々な要因が絡み合うことにより、不安や無気力につながっているケースが多く見られます。

近年、小学校・中学校とも新規不登校者数が継続不登校者数を上回るため、全体の不登校者数が増加する傾向が見られましたが、令和元年度、中学校においては、2・3年生の新規不登校者数の割合が減少したため、不登校者数が減少したと考えられます。

4 今後の主な取組

<暴力行為・いじめ>

- 各学校においては、一人ひとりがかけがえのない存在であり、それぞれが基本的な人権を持っていることを理解し、自分の大切さとともに、他の人の大切さを認めることができるよう、多文化共生理解等を含めた、人権教育の充実に努めます。
誰かだけでなく、誰もが幸福な社会を実現していくために、児童生徒の発達段階に応じたいじめの未然防止のための教育を行い、自分と自分の周りの人々の気持ちを考え、先のことを想像して行動できるよう、指導していきます。
「有形・無形を問わず、力による解決はいかなる理由からも認められず、断じて許されない振る舞いである」との認識を全教職員が共有し、指導に当たっては、問題を起こした児童生徒との対話を心がけ、毅然した指導を行うとともに、一人ひとりの教育的ニーズに寄り添った支援の充実に努めます。
- 市教育委員会においては、教職員の指導力の向上を図るため、児童生徒指導上の喫緊の課題に焦点を当てた児童生徒指導研修会を実施するとともに、校内研修会の充実に努めるための情報を積極的に発信していきます。また、神奈川県弁護士会との連携により、いじめの未然防止につながる「いじめ予防教室」を実施します。
- 暴力行為やいじめにより、重大な被害が生じるおそれのあるときは、警察等と連携しながら取組をすすめます。また、いじめ問題の解決は地域全体、社会全体で取り組むものであることを関係機関・団体等が認識できるよう、学校運営協議会や小田原市いじめ問題対策連絡会等の様々な機会を通じて共有していきます。
- 個々のいじめ事案については、解消に向けた指導・支援、見守りの結果、ほとんどの事案が解消につながっています。今後も学校では、日頃の児童生徒の見取りを丁寧に行い、いじめを早期に発見し、重大化させないよう組織的な対応に努めていきます。

<長期欠席（不登校等）>

- 各学校においては、全職員共通理解のもと、児童生徒の「自己肯定感・有用感」を育み、誰もが和らぐ学校づくりにより、不登校の未然防止に努めます。
また、支援教育の理念のもと、児童生徒とのかかわりの中での「どうしてだろう」「困った」との気付きから、「何か困難な状況があるかもしれない」といった視点に転換し、早期発見や児童生徒の気持ちに寄り添った支援の充実に努めます。
不登校の要因・背景が多様化・複雑化していることから、初期の段階での適切なアセスメントや支援体制が作れるよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等、専門的な人材と連携しながら取組をすすめます。
- 市教育委員会においては、令和2年4月に開所した「おだわら子ども若者教育支援センター」における相談窓口の周知を図るとともに、不登校または不登校傾向を示している児童生徒やその保護者に対する教育相談や教育相談指導学級等による学校以外の場での支援環境の充実に努めます。また、教職員の資質向上のため、登校支援担当者連絡会議を実施します。
- 児童生徒や保護者を孤立させないために、学校のみならず、外部機関とも連携した「チーム支援による体制づくり」がスムーズにできるよう、小田原市登校支援関係機関連絡会を実施し、情報共有や不登校にかかわる喫緊の課題についての協議を通して、関係機関とのよりよい連携づくりをすすめていきます。

(事務担当) 教育指導課指導係 TEL 33-1684
教育指導課教育相談係 TEL 46-6093

令和2年度教育委員会事務の点検・評価後の状況について
 (令和2年11月教育委員会定例会報告分)

資料3

※意見は、各委員の意見の要旨を事務局で集約・編集したもの。

※進捗状況は、「完了」「着手済」「未着手」「検討中」「対応予定なし」から選択。

- 完了→意見に沿った対応が既に行われている時、理由等欄に記載した理由等により、当面、現状の取組以上の対応を想定していない場合などに選択。
- 着手済→意見に対して対応に着手したとき、意見に沿った対応が既に行われているが、十分でないときなどに選択。
- 未着手→各種事情や中長期的に取り組むべき等との認識から、現在未着手である場合などに選択。
- 検討中→意見について取り組むか取り組まないか検討中の時や、着手済とするほど進捗していないが未着手でも対応予定なしでもない場合に選択。
- 対応予定なし→意見に対応しないと決定した時などに選択。

R2.10月末時点

事業名	No	意見	進捗状況	左記進捗状況である理由等
学 力 向 上 支 援 事 業	1	人を配置した結果どのような効果があったのか、客観的なデータを示して、目指す姿を見られるようにすべき。	検討中	学力向上について効果を検証する上で、人の配置だけで判断することが難しいため現在検討中である。
	2	人手不足に対して、必要な勤務時間を複数のスタッフでシェアする等の検討が必要である。	完了	雇用の形態を柔軟に行っている。人手が不足している点については解消されていない。
	3	正規職員かそれに準じたくらいの生活ができないために、非常勤職員に応募することが難しいという人もいないか。	検討中	国・県による定数配置が原則であるが、その上でさらに充実させたいところを教科非常勤で対応している。また、実際に勤務されている方も、教員を退職した後の仕事として応募されている方もおり、生活に合わせて勤務している状況もある。応募される方の意向に沿えるよう、柔軟な配置を進めてまいりたい。
	4	英語等で小・中学校両方を担当できる人がいれば、小中を接続する英語指導について有益な実践や知見を市の共有財産として蓄積でき、また職員の収入増加にもなるのではないか。	完了	これまでも中学校の非常勤（英語）を小学校に紹介するなど、市教委として小中全体を見据えた雇用を行っている。また、小学校外国語教育研修会に中学校教諭も参加するなど、小中を接続する英語指導について共有を図る機会を作っている。
	5	遠隔授業やICT指導が今後も拡大していくかもしれない点を考慮すれば、資料作成等のPCやネット設定のスキルを持った方の採用も考慮する必要がある。	未着手	学力向上の観点から、ICTの活用に関する人的配置については考えていない。操作の習熟に係るICT支援員については、令和3年度に配置予定である。

事業名	No	意見	進捗状況	左記進捗状況である理由等
人権教育事業	1	人権教育移動教室について、学校の希望制ではなく、数年かけて全校に割り振るやり方や、各校一律に予算を配当して希望の事業を実施してもらいやり方など、全校で公平になるように実施すべき。	着手済	人権教育は学校教育全体を通して行っていくものであり、各校で実態に合わせて実施していくことが大切である。「人権教育移動教室」だけではなく、全ての学校で人権の学習がより充実するように、教員研修の内容を吟味したり、県の研修について周知したりしている。 人権教育移動教室については、学校のニーズも踏まえ、実施方法を検討してまいりたい。
	2	人権教育移動教室が毎年小学校4～5校、中学校が1校程度となっているが、人権は日常的な規範（道徳）と重なりながらも異なる規範であり、発達段階を考慮すれば中学生にこそ必要な指導と言える。希望制ではなく、予算的な問題もあろうが、全中学校で取り組む事業とすべき。	検討中	人権については、「人権教育移動教室」に限らず、必要なテーマについて学ぶことができるように、多様な講師、資料等を紹介できるよう検討してまいりたい。
	3	人権教育移動教室のテーマ、講師、プログラムを増やすよう、県に要望すべき。	検討中	人権については、「人権教育移動教室」に限らず、必要なテーマについて学ぶことができるように、多様な講師、資料等を紹介できるよう検討してまいりたい。 県にも要望してまいりたい。
	4	本事業は先生方の視野を社会的に開いていく意義を持っていると言える。人権教育研修会に参加した先生が各学校でどのような研修を企画運営しているかなどのデータをもとに、年3回の研修会の回数を増やす必要があるのではないか。	着手済	研修会で扱うテーマは、11の分野の中から様々なテーマの人権について取り上げるよう、配慮している。また、県が主催の人権教育指導者養成研修講座など、市以外の研修についても周知している。
部活動活性化	1	部活動指導員は、教員に代わって大会の引率などができるため、教員の負担軽減になる。何年以内に全校配置をするなど、計画を立てて実施していくべき。	着手済	部活動指導員の配置を拡大していけるよう県・国へ働きかけをしている。 中長期的な配置計画については、文部科学省からの事務連絡「学校の働き方改革に向けた部活動改革について」で示された部活動改革の方向性や先行研究を参考に、本市での研究を進めてまいりたい。

事業名	No	意見	進捗状況	左記進捗状況である理由等
化 事 業	2	部活動地域指導者や学校の顧問が、生徒の健全な発達を促す指導について意見交流する組織的な取組が必要である。	着手済	教育指導課では、毎年、部活動の在り方検討会議を開催し、部活動の適正な運営の推進を図っている。また、地域指導者研修会を開催し、指導者としての資質向上に努めている。 各校では部活動運営委員会が組織されており、学校教育目標や部活動運営方針に準じた運営がなされているほか、地区中学校体育連盟では、各専門部ごとに研修会・講習会を開催している。
	3	生徒の意欲付けとともに、指導者たちの教育観・指導観を研鑽する場が必要である。	着手済	令和2年度は、教育指導課指導主事を講師とした地域指導者研修会を2回開催する計画であったが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため紙上研修とし、部活動指導員・地域指導者・希望する教職員を対象に資料を配付した。
	4	研修等への参加も手当していくためにも、予算の拡大が必要である。	検討中	地域指導者研修会に外部講師等を招へいすることについて、検討してまいりたい。
	5	いわゆる文化系の部活動にも人員配置の必要がある学校があるのではないかと。	着手済	令和2年度は、部活動指導員で1名（吹奏楽部①）、地域指導者で4名（吹奏楽部③・パソコン部①）、文化部への人員を配置している。引き続き、各校で必要とする人員の把握に努めてまいりたい。
	教 育 相 談 事 業	1	「はーもにい」（おだわら子ども若者教育支援センター）に統合したことで、昨年度までと比べてどういったメリットがあったのか、課題があったのか、情報を集めていく必要がある。	着手済
2		SNSでの相談はやっていないとのことだが、今後は考えていく必要がある。 また、メールや電話はハードルが高く、なかなか相談につながらないが、「LINE」は子供たちも気軽にできて、使いやすいので、今後取り入れていくべき。	対応予定なし	県が複数のSNS相談窓口を開設しているため、市として取り組む予定はない。県が開設している相談窓口については、相談カードを学校を通じて配付した他、相談が必要な児童生徒や保護者が利用しやすいよう、市ホームページにリンクするなどして周知している。

事業名	No	意見	進捗状況	左記進捗状況である理由等
	3	一つの分野では解決しない複合的な課題が多いため、他分野へのつながりや情報を持っている職員が必要になる。質の向上のための研修なども必要である。	着手済	市の福祉部局や県立総合教育センター等と連携し、令和2年度中の研修を計画している。
	4	窓口となった方の専門性を向上する事業についての位置付けが十分でない。医療現場の総合診療のように、教育でも幅の広い知見を有する窓口で、各専門家との連携を図っていくための人材を育成する事業も必要である。	検討中	相談業務に携わる職員が医療や福祉等に関する知見を深めていく必要性は感じており、関係機関との連携による研修の実施や、社会福祉士の任用について検討してまいりたい。
学校運営協議会推進事業	1	教育委員会として、各地域の実情に応じて、目指す方向やあるべき姿など、各校がそれに向けて取り組んでいく方向性を示すべきである。	着手済	学校運営協議会が設置されている理由について、連絡協議会等を通して教職員に伝えていく。 国は、学校運営協議会と地域学校協働活動の一体的推進を目指しており、市としても学校運営協議会と地域活動との連携、整備について検討を進めてまいりたい。
	2	それぞれの学校運営協議会がどのような活動を、どんな雰囲気で行っているのかを教育委員会でしっかり把握し、各学校に考えさせる必要がある。	着手済	12月の学校運営協議会の推進に関する連絡協議会等を通して把握に努めていく。今後の学校運営協議会のよりよいあり方について考える機会としていく。
	3	5年くらいの期間をみて評価しても良い。自己評価ではなく、第三者が評価することも必要ではないか。	検討中	評価の方法については、学校の自己評価以外の方法についても検討してまいりたい。
	4	広い視野での考え方や学校づくり、地域づくりの方法については、専門家の意見も必要。地域の人をアドバイザーと名付けるのではなく、プロのアドバイザーを雇う予算も必要である。	検討中	12月の学校運営協議会の推進に関する連絡協議会では、CSマイスターを講師に迎え、専門家の講演を聞く予定としている。学校や地域のニーズを踏まえた上で、よりよいあり方について検討してまいりたい。
	5	中学校に設置するときは、今までのやり方ではなく、目的に対して必要な人材を任命するというモデルを作り、これが理想というかたちを広げていくべき。	検討中	より良い運営のための委員の選定については、研究を進めてまいりたい。

事業名	No	意見	進捗状況	左記進捗状況である理由等
教育ネットワーク整備事業	1	教職員が仕事を自宅に持ち帰ることができる時間を一週間に何日、何時間までといった明確なルールを作成し、教職員の時間外勤務の抑制や健康管理をしていく必要がある。	着手済	令和2年3月に策定した「小田原市の教職員の働き方改革に関する指針」をもとに、時間外勤務の削減に向けて取り組んでいる。在校中だけでなく、持ち帰りでの仕事についても考慮していくべきものではあるが、家庭の事情で持ち帰り仕事にせざるを得ない職員もいるため、一律に持ち帰り仕事に対してルールを策定するのは適切ではないと考えられる。むしろ、時間外勤務が減少するよう研修や報告文書等の削減について進めていくことが必要であるため、引き続き検討してまいりたい。
	2	各校が行っている校内研究などで、重点的にICTを活用した教育や授業づくりを実践研究していく必要がある。	検討中	令和2年度からのICT教育推進事業において、児童生徒1人1台の学習用端末が整備されることから、ICTを活用した教育や授業づくりの実践研究を行っていく。また、本事業では、ICT支援員を予算化しており、各校での授業支援や校内研究参加等も行っていく。
	3	教員が自宅でログインした時間を学校長や教育委員会が定期的にチェックできるシステムが必要である。また、長期的には、顔認証システム、二段階認証システム等の導入も検討していくべき。	対応予定なし	校務ネットワーク、学習ネットワークのどちらも教員のログインした時間の把握はできる。 校務ネットワークについては、学校で業務ができない教員用に自宅からリモートでアクセスできるUSBがあるが、各学校に貸与している個数も決まっており、時間外勤務を自宅で実施する目的のものではない。 学習ネットワークは授業で使用する教材などを扱うもので、ネットワークにアクセスしなくても教材作成は可能であり、ネットワークアクセスだけが自宅での残業に当たるわけではないため、ログを取得し学校へ通知することは考えていない。